

議案第2号

大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案

大阪市公文書管理条例（平成18年大阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「設立した」を「設立団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である」に、「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」を「同法」に改め、同条第3項中「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書」を「本市の機関（議長を除く。）又は地方独立行政法人等（以下「本市の機関等」という。）の職員（地方独立行政法人等の役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該本市の機関等の職員が組織的に用いるものとして、当該本市の機関等が保有しているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを目的として発行されるものを除く。）」に改める。

第13条第1項中「設立した」を「設立団体である」に、「情報公開条例第34条第1項に規定する出資等法人」を「本市又は本市が設立団体である地方独立行政法人（以下「本市等」という。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資し、又は職員の派遣等を行っている法人（地方独立行政法人等を除く。）であって、市長が定めるもの（以下「出資等法人」という。）」に改め、同条第2項中「情報公開条例第34条第2項に規定する出資等法人」を「出資等法人のうち、本市等が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人であって、市長が定めるもの」に改める。

第14条第1項中「情報公開条例」を「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）」に改める。

第23条中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで

きない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削る。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 この条例の規定は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪産業技術研究所が保有する地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「総合研究所」という。）の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、総合研究所の役員又は職員が組織的に用いるものとして、総合研究所が保有していたものについては、適用しない。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成29年2月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市及び大阪府が設立団体である地方独立行政法人の設立に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市公文書管理条例 (抄)

(定 義)

第2条 省 略

2 この条例において「地方独立行政法人等」とは、本市が設立した
設立団体（地方独立行政法人法（平
地方独立行
成15年法律第118号）第6条第3項に規定する設立団体をいう。以下同じ。）である
行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政
同法
法人をいう。以下同じ。）及び大阪市住宅供給公社をいう。

3 この条例において「公文書」とは、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下
本市の機関（議長を除く。）又は地方独立行政法人等（以
「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書
下「本市の機関等」という。）の職員（地方独立行政法人等の役員を含む。以下この項におい
て同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方
式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）
であって、当該本市の機関等の職員が組織的に用いるものとして、当該本市の機関等が保有し
ているもの（官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数のものに販売することを
及び大阪市会情報公開条例（平成13年大阪市条例第24号）
目的として発行されるものを除く。）

第2条に規定する公文書をいう。

4 - 6 省 略

(出資等法人の文書の管理)

第13条 本市の機関及び本市が設立した 地方独立行政法人は、情報公開条例第34条第1項
設立団体である 本市又は本市が設立団体
に規定する出資等法人
ある地方独立行政法人（以下「本市等」という。）が資本金、基本金その他これらに準ずるも
のを出資し、又は職員の派遣等を行っている法人（地方独立行政法人等を除く。）であって、
の保有する文書が適正に管理されるよう、
市長が定めるもの（以下「出資等法人」という。）

当該出資等法人に対し必要な指導等の実施に努めなければならない。

- 2 情報公開条例第34条第2項に規定する出資等法人のうち、本市等が行う事務又は事業と特に密接な関係にある法人であって、市長が定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公の施設の指定管理者の文書の管理)

第14条 情報公開条例 第
大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）

34条の2第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、本市が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理に関する文書を適正に管理するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 省 略

(利用の方法)

第23条 市長が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して市規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

附 則

1 省 略

- 2 この条例の規定は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の成立に伴い地方独立行政法人大阪産業技術研究所が保有する地方独立行政法人大阪府立産業技術総合研究所（以下「総合研究所」という。）の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつて、総合研究所の役員又は職員が組織的に用いるものとして、総合研究所が保有していたものについては、適用しない。